



週報

第四號

- 陸軍軍備の本格的充實
(陸軍省新聞班)
- 新議事堂の話
(營繕管財局)
- 金「ブロック」崩壊と我が貿易
(外務省通商局)
- 「國際時事解説」

昭和十一年十一月十四日

官報附録

昭和十一年十一月十四日 第四號
昭和三十二年十月二十八日發
昭和三十二年十月二十八日發
昭和三十二年十月二十八日發

五錢

週報

昭和三十二年十月二十八日發
昭和三十二年十月二十八日發

昭和三十二年十月二十八日發

(本書ノ大サハ國定規格A5判)

昭和三十二年十月二十八日印刷發行

編輯者 情報委員會
東京市麹町區水田町
内閣總理大臣官舎内

印刷者 印刷局
東京市麹町區大手町
電話九ノ内(23)三五一九
振替東京一九〇〇番

發行者 內閣印刷局發賣掛
東京市麹町區大手町
電話九ノ内(23)三五一九
振替東京一九〇〇番

販賣所 全國各地官報販賣所
全國各地主要書店

陸軍軍備の本格的充實……………陸軍省新聞班

新議事堂の話……………營繕管財局

—(國際時事解説)—

金ブロック崩壊と我が貿易……………外務省通商局

最近公布の法令……………内閣官房總務課

陸軍軍備の本格的充實

陸軍省新聞班

一 緒 言

我が國四圍の情勢就中隣邦ソ交の軍情に鑑みると、我が國が眞に東亞の安定勢力として、戦争の勃發を防止しつゝ、平和裡に我が國是の指示する大方針に向ひ飛躍發展を繼續せんが爲には、我が陸軍軍備の現状は決して満足し得べきものではない。

勿論國防の直接擔任者たる軍當局としては、從來その編制裝備の充實改善に能ふる限りの努力は拂つたが、これ等は何れも世界大戰の教訓に基づく軍制改革並に隣邦の軍備増強に對する應急的施設の域を脱せず、隣邦萬一の侵寇に對する最小限度の彌縫的對策に過ぎなかつた。

然るに列強軍事の進歩は駁々として熄まず、特にソ聯の産業五年計畫に伴ふ軍備充實就中極東兵備の増強並に東方政策の積極化顯著なるものがあり、加ふるに中華民國の對日政策の強化は年を追うて益々著しく、陸軍軍備の充實は今や一日の偷安を許さざるに至つた。これ政府が今回國策の決定に方り、軍備の充實を第一に採り擧げ、陸軍當局としても愈々其の本格的充實を企圖するに至つた次第である。

二 我が國防の基調

陸軍軍備特に保有兵力量、編制、裝備等は國防上の要求によつて決せらるゝものであるが、この國防上の要求は國是及國家の現状等の自主的條件と、關係列國の情勢即ち相對的環境に基づく條件とによつて自然に決定せらるゝものである。

元來我が國の國是は、肇國の理想たる正しき道を世界に弘め以て全人類の福祉を増進せんとする聖旨の顯現にあつて、四圍の情勢が如何に變轉するとも終始一貫し、長へに渝るべきものではない。故に我が國防は我が國が眞に東亞の安定勢力たるの實を備へ、以て東亞の平和を維持し、その公明なる國是を貫徹することを大方針とするものである。

而して近時に於ける國際情勢上、國家の生存及國運發展の爲には、豊富なる資源の供給確保の要愈、切實であつて、殊に不幸にして一朝有事に立ち至らんか、我が國は海外に資源を求めることが極めて困難となるの虞が甚大である。そこで資源の自給自足の方途を確立すると共に、隣邦の脅威に對し、その安全を確保し得なければ、我が消極的國防目的すら達することを得ない。況や更に進んで我が飛躍的發展に伴ふ對外政策遂行の如き到底思ひも及ばぬことである。

現下に於ける我が國策も亦これに則り、新興滿洲國の健全なる發達と日滿支三國の親和提携とを以

て、東亞の禍根を除き世界の平和を保つとの基なりとしてゐる。從て我が國防の基調も亦本國策の遂行を保障すべき點にあることは喋々する迄もない所である。

三 隣邦の軍情

次に我が國を繞る四圍の情勢を瞻視するに、主要なる諸國の現時に於ける動向特に軍情は次の如くである。

ソ聯は現在平時兵力として、歩兵約九十師團、騎兵約二十五師團、飛行機戰車各約五千、人員總計百六十萬(他に特別軍隊約二十萬を有す)を保有し、現に極東ソ領内に集中せられてゐる兵員約三十萬、飛行機戰車各約千に達してゐる。有事の日これ等の兵力は必要に際し直ちに使用せられ、更にこれに數倍する兵員が續いて輸送せられて來るものと察せられる。

而して東亞に使用せらるべきソ軍兵力は國內の事情、歐洲の政情、シベリア鐵道の輸送力、極東地方の資源、工業力等に關すべきも、日露戰爭末期に於て露軍が滿洲の野に約百萬の軍隊を集中したことに鑑みれば(當時平時兵力歩兵六十師團、騎兵二十七師團兵數百二十四萬)、當時の露軍兵力を凌駕すべきことは火を暗るよりも明らかであり、殊に飛行機戰車等は各數千に及ぶものと考へねばならぬ。而かもソ聯五年計畫の推移に徴するに、ソ軍はその編制裝備に於て著々充實しつゝあるばかり

でなく、赤軍建設の由来と諸般の施設とに依つて、その能力は日露戦役當時に比し一段の向上を見つゝあり、更に軍事策源の東方躍進を目標とせる、大規模なるシベリア及極東建設の遂行、交通網完成への努力等は、その對外政策の積極化と共に、我が國の最も重大なる關心を要する所である。

次に中華民國の兵力は約二百餘師、二百餘萬と推定せられてゐる。勿論備兵制度であつて戦時著しい増加がないものと假定し、又地方に於ける軍閥相互の相剋等を顧慮するとしても、最近中央の統一工作の成功により、反中央軍閥は失脚し或は懷柔せられ、軍隊も亦逐次中央化せられ、對外戦に使用し得る兵力を増加したことは疑ない所である。又裝備及練成上にも一段の進展を來たしてゐるので、支那軍の價値は昔日とその趣を改むるに至つたものと謂へるが、殊に最近に於ける南京政權及共產軍の抗目的動向竝に空軍の整備(中央軍約七百八十五機、廣西軍約七十機)に鑑みるときは、國防上輕視し得ざるものがあるのである。

四 兵力量の決定

前述の國是を貫徹せんとせば、我が國としては一般情勢上我が國と利害反する國が東亞に用ひ得る兵力に對し、戦勝を博し得る自信を有する最小限度の兵力を備へねばならぬ。

右は國軍戦時所要兵力であつて、この兵力を練成動員し得る基礎として、平時兵力即ち國軍保有量

を決定するものである。

而して是等の國が戦時幾何の兵力を東亞に用ひんとするかは、固よりこれを確知し難いが、その平時兵力に基づき、國情、外交關係、動員能力、地理的關係及輸送力等を顧慮して、概ね判断し得べきことは既に述べた通りである。この豫想する兵力に對し必勝を期せんとせば、數に於ても優勢を占めることが必要であるが、兵力に於て優勢を占めんとするは容易ならぬ點があるので、陸軍としては傳統的軍人精神の砥勵、訓練の精到、指揮統帥の卓越、戦法の選擇、編制裝備に對する工夫等、諸般の手段を悉くして國軍作戦能力の向上を圖り、以て兵力量の劣勢を補はんと努力してゐる次第である。併し作戦能力訓練等にも自から限度があるので、過去の戦勝に酔つて、妥當なる比率を無視することとは、多大の禍根を包藏するものと云はざるを得ない。況や近代戦に於ては、軍の裝備就中飛行機及機械化の優劣が勝敗に影響することは、極めて大であつて、如何に勇敢であり訓練精到であつても、舊式裝備の軍は到底近代裝備の軍の敵でないことは、伊エ戦争の例に見るも明らかである。

一朝有事に際し、速かに戦争目的の達成を期するは、何れの國と雖も同様であらうが、我が國はその環境竝に國情上特にその必要が大であつて、所謂速戦即決敵を壓伏することが極めて望ましい次第である。これが爲には作戦初動の威力が強大でなければならぬ。換言すれば緒戦の勝利を確實ならしむるに必要な最小限度の兵力は、何としても整備せねばならぬ。

我が陸軍は現在十七師團を基幹とする約二十五萬の兵力を保有してゐるが、海軍は制限内及制限外を合せ約百十萬噸、前述の要求に對し、大陸方面に對する防備としては甚だ不十分であることは明らかであつて、四隣の情勢を顧みるとき、陸軍兵備の本格的充實改編が、如何に急務であるかが認識せらるゝであらう。

尙ほ有事の際、戦争目的を速かに達成することを期することは勿論であるが、他面戦争が持久に陥ることは我の好むと好まざるとに論なく顧慮せねばならぬところである。而してこれが爲には、國家總動員の準備に於て遺憾なきを期せねばならぬのであるが、之に處すべき國家總動員の方法としては、或る國の如く平時國防の第一線を衰弱にして置き、一旦戦争となるやその擁する莫大なる富力、資源を動員し、強大なる兵力を急造し、要すれば戦争の持久をも敢て辭せない様な國家とは、自からその趣を異にするものがなければならぬのである。

而して如上の兵力を如何に充實改編すべきやに關しては、現況の認識を出發點とすべきであるから、先づ過去に於ける陸軍軍備の消長に一瞥を與へることとする。

五 過去に於ける陸軍軍備の消長

我が陸軍平時兵力の消長を沿革的に敘述すれば、日清戦争當時七師團(海軍五萬七千噸)であつた

が、戦争後十三師團(海軍二十六萬噸)に擴張せられ、日露戦争に際し更に十七師團に擴張せられた。日露戦争後露國は復讐を企圖し、著々軍備の整頓に著手し、常備兵額を七十八師團とし、極東軍の兵力を十一師團に増強するに至つたので、我が國もこれが對抗策として軍備の充實を必要とし、豫想する集中兵力及速度等に鑑み、明治四十一年平時兵力十七師團を二十五師團に擴張するの計畫を樹て、大正四年迄に二十一師團を整備した(海軍五十五萬噸)。

偶、歐洲大戰の勃發に際し、戦局の變轉豫期し難きに至つたので、大正七年平時二十二師團(四十師團)整備案を樹て、大正九年度より逐次實行すべく、廟議決定を見るに至つたが、世界大戰の終熄に伴ふ國際情勢の著しい變化特に帝政露國の崩壊、獨國の敗退等に鑑み、一時量的擴張を延期し、大戰の結果に基づく軍備の飛躍的進歩に即應せんが爲には、質的向上を先決とし、大正九年、漸次に四億八千六百萬圓の豫算成立し、前よりの繰越豫算と合せ、國防充備費として總額五億六千萬圓を以て、大正十年度以降大正二十四年度迄の繼續豫算として、裝備の應急的改善、充實に著手することゝなつた。

然るに當時海軍も亦八八艦隊を目標とする大擴張を必要としたので、陸軍としては一般情勢と國家財政とに鑑み、繼續費取得の優先權を海軍に譲り、陸軍の充實は當初控目とし、後年度に従ひ増加する如く協定したが、偶、大戰後の世界的不況と平和論の擡頭とは、軍備縮少、軍費節減を要求するに至り、陸軍豫算は繰延べに次ぐに削減を以てし、前述の如き國防上の最小限度の應急的施設すら實施す

ること能はず、當局をして焦慮の極に至らしめた。

而かも爾後に於ける軍事の著るしき進歩は、益々質的向上の必要を増加するに至つたので、陸軍は大正十一年人員約五萬四千、馬約一萬三千疋に約五師團分の實勢力を自ら減少し、更に大正十四年に於て四師團(人員約三萬四千、馬約六千)及これに伴ふ部隊を縮少し、これに依り節約した經費を以て編制裝備の改善を圖つたが、整理當時の國家財政の都合上、右改善費は更に繰延を餘儀なくせられ、十分なる改善施設を爲すこと能はず、辛うじて大戰末期の軍備に近似せる程度を以て止まつた。

要するに陸軍々備は、その量的削減を實施し(不完全なる十七師團)質的改善未了の儘、換言すれば榮養不良の状態を以て滿洲事變に遭遇した。

本事變の發生に伴ひ、我が國四圍の國際情勢は急轉し、國防充實は一日も忽がせにすることが出来なくなつたので、十數年間放棄せられてあつた國防上の大缺陷を先づ應急的に補整せんとし、昭和七年時局兵備改善案を立案した。これが爲には取敢ず五億數千萬圓を必要としたが、財政の都合上、已むなく大正十年度以降の既定繼續費の殘額三億數千萬圓のみを繰上充當し、概ね昭和十年度の繼續事業として、在滿兵備の充實、裝備一部の改善等應急の整備を實施し、尙前記時局兵備改善を補綴する爲、昭和十年から航空防空緊急充備計畫の實行に著手し、又昭和十一年から作戦資材追加整備の爲六箇年四億圓を計上すると共に、五年計畫を以て兵備一部の改善を實施することとし焦眉の急に應

ずることとした。

六 彌縫的整備より本格的充實へ

陸軍軍備の消長前述の如くであつて、陸軍としては滿洲事變勃發後當然軍備の根本的改編に著手するを必要としたが、當時情勢の前途豫測し得ないものがあつたので、國力就中財力に相當の弾力性を保持せしむる爲、軍事費の増加にも適當な制約を加へる必要があり、又對外的には、ソ聯の軍備就中その極東軍備の増強も今日の如く甚だしくなく、加ふるにソ聯内外の一般情勢は、その對外戦争の強行を制肘するものがあつたので、陸軍としては最小限度の彌縫的處置、即ち如上の時局兵備改善案、兵備改善五年計畫及作戦資材整備六年計畫等に依る、全くその日暮しの改善に止めざるを得なかつた次第であつた。

然るにその後ソ聯に於ては五年計畫の遂行に伴ひ、國力著しく進展し又その對外情勢も有利に轉換し、軍備亦益々急激に擴充せられて底止する所を知らず、就中航空兵力及極東兵備の増強顯著で、彼我の懸隔を著しく増大するに至り、現状を以て推移せんか、ソ聯極東交通施設の飛躍的向上と相俟ち、我が國防の前途寒心に堪へぬものがあるに至つたので、陸軍は昭和十年十二月以來、その本格的充實計畫の立案に著手し、本年七月漸くその大綱の決定を見た次第である。

この新軍備充實計畫は、既述の如き我が國を繞る國際情勢、特に最近急激に表面化したソ聯の武力行使も辭せない積極的東方政策に對し、軍備の均衡に依つて戰禍を未然に阻止し、克く日滿兩國共同防衛の實を保障し、東亞永遠の平和を確立すべき恒久的軍備を建設せんとするものであつて、その骨幹たるべき大綱を擧げれば

- 一、航空兵力の増強
- 二、在滿兵備の増強
- 三、右二項に應ずる補充、教育、動員、補給等の軍政的諸施設の擴充
- 四、作戰資材の整備

であつて、以上の實行は概ね十數年計畫とし、緊急重要な事項は其の前半期に於て實現を期するに在る。

抑、在滿部隊は平時にあつては、國境守備、國內治安維持等に任じ、戰時にあつては、戰爭初動の前衛的任務を擔當するものであつて、その緒戦の勝敗は、爾後の戰爭指導は固より、在滿諸民族の動向をも左右するものであるから、その任務達成に遺憾なからしむるだけの軍備を必要とするものである。

然るに現在では、我が陸軍の全兵力にも匹敵するソ聯極東特別軍に對し、我が在滿兵力は餘りにも

寡少であり、而もその大部は治安肅正工作の爲、全滿の廣大なる地域に分散して非戰闘的態勢に在るに反し、彼は既に戰略展開を完了して居る状態であるから、政略上の見地からしても、戰略上の見地からしても、まことに危険なる状態にあるものと謂はねばならぬ。

又制空權の掌握が爾後の戰爭指導を左右すべき將來戰の特質竝に現在ソ聯空軍の増強に鑑みると、我が空軍擴充及要地防空の重要なことは詳言を要せないのであらう。

七 軍備充實と戰爭誘發の危険性

軍備競争の窮極は戰爭であるとは往々耳にする所であるが、寧ろ軍備の懸隔こそ戰爭惹起の大なる誘因である。

一般に利害相反する兩國間の軍備に著しき懸隔ある場合、弱者は結局戰爭を強要せられるか、或は屈服を餘儀なくせられて、戰敗以上の屈辱を受けるかの二途の一を選ぶ外ないのであつて、過去に於ける幾多の戰史に顧みれば、思ひ半ばに過ぎるものがあるのである。

換言すれば軍備競争を恐るゝの餘り、國防上絕對必要なる軍備の充實を怠ることは、自ら弱國を以て甘んじ、對手の意志に屈從するの結果を甘受するものであると謂へるのである。

併し乍らこの軍備充實は決して無制限に行はるゝものではない。即ち極東の地形及交通網竝に後方

補給能力、人員資源、西隣及國內警備充當所要兵力等に鑑みると、ソ聯の東亞に使用し得べき兵力には自から一定の限度があるから、これに對抗すべき我が國の兵力量にも自然限度を生ずるものである。

又平和裡に外交的施策に依り、利害相反する隣邦との摩擦を減じ、以て戦争の慘禍より免かることは、固より最も熱望する所であるが、この外交交渉の成立を期する爲にも、先づ以て我が軍備に他と均衡を得しむることが喫緊である。

これを要するに、苟も我が國が東亞の安定勢力として東亞の平和を維持し、公明正大なる國是を掲げて邁進せんとする以上、絶大なる氣魄を以て萬難を排し、他の如何なる外壓に對してもこれを阻止し得る實力を具備せねばならぬ。若し我が國民が國防に關する自信力を失墜せんか、延ては我が國の輔導により育成しつつある滿洲國民に不安の念を興へ、又友邦支那をして我が國輕視の念を増長せしむべきことは、華府會議後の抗日運動に見るも明らかであつて、この見地よりするも陸軍軍備充實は喫緊の要務と謂はねばならぬ。

八 結 言

要するに、我が陸軍の軍備は、獨り質のみならず量に於ても、列強陸軍に比し著しき遜色がある。

是れ畢竟世界大戰の苦難を経験しなかつた爲に、軍備に關する施設を十分ならしめる機会がなかつた結果であつて、國際情勢の變轉は、今やこれが一大補整を要求するに至つたのである。即ち列強軍事の進歩は日を逐うて著しく、特にソ聯の軍備充實並に東方政策の積極化顯著なるものがあり、加ふるに南京政府の對日政策の強化著しきものがある等、我が陸軍の充實は今や一日も忽かせにすることが出来なくなつたのである。

而して今次企圖する軍備の本格的充實は、東亞の時局に善處して戦争の慘禍を未然に防止し、以て世界平和に寄與せんとするものであつて、大義を宇内に宣揚しつつある我が國の進運に貢獻すること多かるべきを確信する次第である。

(完)

新議事堂の話

營繕管財局

一 帝國議會議事堂建築の沿革

帝國議會議事堂は、今秋いよいよ竣工して、帝都の中央永田町の高塔に、白壁の高塔を中空に聳え立たせてゐる。

畏くも明治天皇は、明治元年三月十四日に、五箇條の御誓文を御下しになつて、「廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と宣はせ給ひ、その後明治十四年十月には、明治二十三年を期し議員を召し國會を開かるる旨の勅諭を下し給はつたのである。

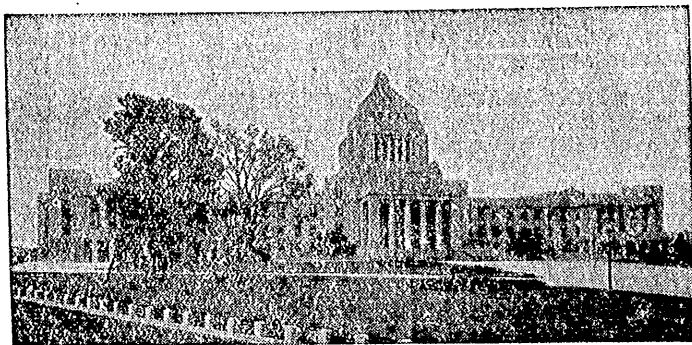
この勅諭によつて、我が國にはじめて、帝國議會が開かれることになつたので、それがためには、これを開く議事堂を建てなければならぬといふことになつたのである。

そこで、明治十九年二月、内閣に「臨時建築局」が設けられ、時の外務大臣井上馨伯がその總裁として、議事堂や中央諸官衙の建築に當ることになり、先づ獨逸

から、ウイヘルヘルム・ベックマンほか数名の技術家を招聘するとともに、我が國からも臨時建築局の技術官が、各種の技術練習工を数名引きつけて、建築學研究のために、獨逸へ派遣された、これがそもそも議事堂建築準備のはじめである。

かくて來朝した獨逸技術家等によつて、議事堂や諸官衙の集中計畫が進められ、そして議事堂は麹町區永田町から三年町の間に建築し、諸官衙は外櫻田町から、霞ヶ關一帯に建築することに決定したのである。

ところがこの計畫に従へば、多大の經費を要し、それに議會開會の時期も切迫して來たので、遂に内幸町に一時的の假議事堂を建てることになつた。それで獨逸人技師アドルフ・ステツヒミユレルと、内務技師の吉井茂則の設計に基づいて、明治二十一年六月工を起して、同二十三年十一月二十四日、即ち第一回帝國議會召集日の前日に竣工した。そして同月二十九日、明治天皇の御臨幸を仰いで、我が國最初の開院式が舉行



議事堂全景

せられたのであるが、この議事堂は翌二十一年一月二十日に、火を失して、鳥有に歸してしまつた。

そこで早速焼跡を整理して、前の吉井茂則と、獨逸人オスカル・チーツエの設計によつて、再築にかゝり、同年十一月工期約十箇月で出来上つた。これが第二回目の假議

院である。ところがこれもその後修繕工事中、大正十四年九月十八日、又火を失して焼けてしまつた。時恰も第五十一回帝國議會の開會の時期も、目前に迫つてゐたので、營繕管財局では直ちに復舊計畫を樹て、同月二十九日に工事に着手して、同年十二月二十二日に完成した。これが昭和十一年五月開會の第六十九回帝國議會まで使用した、第三回目の假議事堂である。

本議事堂の建築は、假議事堂の建築が出来たに、いつでもマア一時見合せといふことで延び／＼にされてゐたが、明治二十四年以來政府に於てはこれが調査、研究を重ねた結果、遂に大正六年大藏省内に「議院建築調査會」が設置され、議事堂の建築はなるべく實用的なものとし、意匠設計は懸賞により、經費は七百五十萬圓で、十年間の繼續事業とすることゝ決議するに至つたので、これを大正七年度豫算に要求し、その成立を見るに至つた。

従つてその計畫通り、工事が順調に進んでゐたら、昭和二年度にできあがる豫定であつたが、その後歐洲戰爭の影響をうけて物價は騰貴し、普通選挙に伴ふ規模の擴張や、政府財政上の都合などで、たび／＼年限の延長、豫算の増額又は減額があつて、結局豫算總額

は、約二千五百八十萬圓となり、年限も昭和十一年度まで、十九箇年の繼續事業となつたのである。そしてこの議事堂建築に要した経費のうち、大正七年度から昭和五年度までの約千八百萬圓は、一般会計の負擔であつたが、昭和六年度から十一年度の竣功までの約七百八拾萬圓は、國有財産整理資金特別會計でこれを負擔することとし、不用の國有地を賣却して建築費に充てた次第である。

二 建築の實施

議事堂建築の施行機關として、大正七年六月九日大藏省内に、「臨時議院建築局」が設置されて、議事堂の本建築を實施することとなつた。

そしてまづ議事堂建築意匠設計懸賞募集を、大正七年九月十六日の官報で發表し、應募者は帝國臣民に限ること、募集の方法は、所謂二次競技法で、應募圖案を審査の結果、四箇の當選案を確定し、これを大正八年十月十六日の官報に發表した。

かくて當選圖案を得たが、そのまゝ直ちに實行には移されないから、當局はこれに基づき實施設計を作成し、これにより工事を進めることになつたのである。

先づ敷地について一言すれば、この敷地は、麴町區永田町一丁目、二丁目の海拔八十八尺の高臺にあつて、面積は約一萬二千坪である。そして東北に宮城を拜し、前面は霞ヶ關難宮を隔て、外櫻田町から霞ヶ關一帯にわたる中央諸官衙を望み、うしろには永田町の谷間を越えて山王の森が眺められ、議事堂の建築敷地として、まことにふさわしい場所だ、すでに明治二十年から議事堂の敷地として豫定されてゐた所である。

そこで大正九年一月三十日に地鎮祭を舉行し、つゞいて敷地の切取工事ははじめたが、その著手にさきだつて、同年六月二十六日に鉄入式を行つた。

それから基礎をつくつて、鐵骨を組立てたのであるが、この工事中の大正十四年五月に、營繕管財局が設置されて、この議事堂建築工事を施行の任に當ることとなつた。

そして鐵骨の組立が昭和二年に終つたので、同年四月七日の吉日を卜して、在京貴族兩院議員、大藏省その他の工事關係者、各省主なる職員等、千六百有餘名を參集して、上棟式を舉行したのである。

それから外装工事を經て、内部の造作工事や附帯設備も順次進行し、今秋めでたく竣功した次第である。

三 新築される本議事堂

議事堂は二百十六尺の高塔をいたゞく中央部を中心として、向つて右側は貴族院、左側は衆議院である。建物の面積は三千七百五十坪、延面積は一萬五千七百八十坪であつて、正面の長さは六百八十一尺で、側面の長さは二百九十二尺五寸である。階数は大體地下室を除き三階建てで、中央部は地階のほかに大體四階建てで、八階の塔屋があり、その頂部は展望階になつてゐる。そしてその室数は、主なるものが三百九十、その他細いものを合はせれば四百餘である。

基礎はベデスタル式コンクリートの杭を、深く砂利層から築造して、その上に鐵筋コンクリートの礎盤を置いたものである。

この基礎の上に鐵骨を組立てたのであるが、この鐵骨は、すべて八幡製鐵所の製品を使用してゐる。

外装は我が國の代表的石材である花崗石を使用し、腰の部分は、山口縣黒髮島産で、上部の壁面は、慶應縣介橋島産のものである。正面車寄の四本の大圓柱は、高さ四十九尺、直徑は

六尺で、その上の風凰に唐草を配した中心飾は、高さ八尺、幅四十八尺に達し、石材七箇を繼いだ壯大なものである。

内部に使つた大理石は、全國各地から集めたもので、その種類は三十七種にのぼつてゐる。そのうち中央廣間に使用したのは、沖繩縣から採取した珊瑚石灰岩で、伊太利のトラバーチンと同種のもので、この議事堂に用ひたのが、我が國で建築に使用せられた最初のものである。

中央廣間と便殿前廣間は、大理石モザイクで、これは色彩の異つた六分角の大理石の粒を集めて模様を描いたもので、その使用量は百六十萬粒に達してゐる。

議場は兩院とも二百二十五坪で、議席は貴族院が四百六十席で、衆議院は四百六十六席である。この議席は兩院とも、最大限六百三十五席に、増設できるやうになつてゐる。

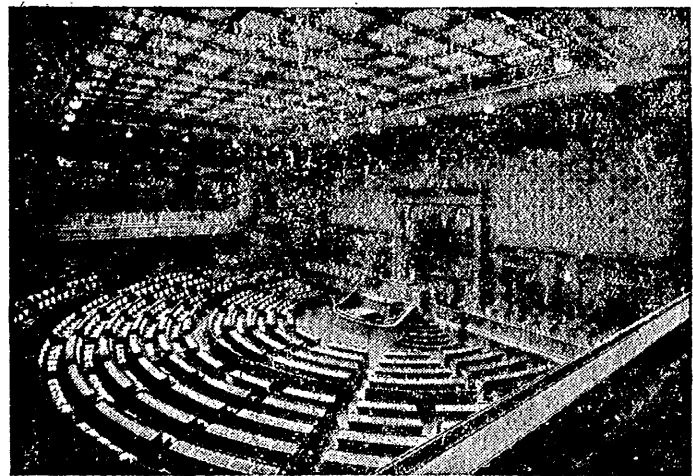
内部の仕上げのうち、便殿や皇族室等の造作は楡の木漆塗仕上げで、日本塗料の眞價を發揮したものである。便殿の煖爐の上の丸柱と各所の彫刻は、すべて乾漆の方法で製作し、入口扉は漆塗の螺鈿入蒔繪であ

敷物も國産品で、いろいろあるが、便殿や皇族室は絹緞通で、内閣總理大臣室、各大臣室、兩院協議室は、福岡工業試験所で製作した千歳緞通が敷いてある。正而帝室支關のブロンズ製大扉は、東京美術學校で製作したもので、幅は三尺六寸、高さは十三尺、重量は約三百貫である。

次に設備であるが、まづ暖房は、皇室關係の諸室、議場、委員室には熱氣暖房を、一般事務室は蒸氣暖房を用ひてゐる。又夏期に議會が開かれる場合は、冷房ができることになつてゐる。

それから議場内の新聞記者席から一階の受送室に、ニツマチツクキヤリヤ（氣管管装置）が通じてゐて、この間を原稿が自由に送れるやうになつてゐる。それから昇降機は、全部で十八臺設備してある。

次に電氣設備で、ベンチボード（遠方制御監視窓といふのが、地階中央變電室に設置されてあつて、ボタン一つ押すと、どの部分の電氣も、あなごらにして自由自在に操作できるやうになつてゐる。外部照明として、フラットライト（溢光照明）といふのがあつた。これは千ワットの投光器二十四臺を、四方



貴族院議場

の陸屋根に据付けて塔屋を照し出すものである。議場の照明は、天井のスタンドグラスの裏側に四百十六箇の電燈と、天井廻りに二十箇の吊り下げ燈がある。そして天井内の分はこれを四段にわけて、夕方からだん／＼暗くなるに従つて、光度を増すやうに調節ができるから、自然の光線と大差がなく、吊り下げ燈の方は裝飾的でもあるし、萬一停電でもあつた場合は、直ちに蓄電池に接続して引きつゞき點燈されるから、この分だけでも大なる支障なく議事が進行できる装置になつてゐる。

それから本會議用の通報装置があつて、議場に於ける議事の進行状態、例へば「開會」とか、「國務大臣演説」とか、「討論」とかいつたやうな、十二種の文字が、隨時必要に応じて、議場の書記官のテーブルから、院内の約九十の各室に表示される装置になつてゐる。もう一つ珍しいもので、小規模ではあるが、最近我が國で考案された、特殊の周波數減衰装置を利用してできた電鈴がある。これは書記官長室から、鐘の打數を換へて、本會議の開會が貴衆兩院のいづれであるかを、區別して報知する仕掛けになつてゐる。

その他防火装置や排氣装置、それから室内掃除用の

真空除塵装置とか、衛生設備、擴張機に至るまで、近代的設備はすべて完備してゐるのである。最後に特筆したいことは、前にも處々で簡単に述べたやうに、本議事堂の建築に當つては、できる限り國産品を使用する建前を採り、物によつてはなかく苦心を要したのであるが、萬難を排してこの大方針の貫徹に努め、建築材料は勿論のこと、建物の室内裝飾や設備材料についても、種々新たな考案を加へた上、國産品を使用したであつて、このため我が國の建築工藝とこれに關聯する産業の發達を促がしたことは、洵に大なるものがあつたことである。 (完)

その他防火装置や排氣装置、それから室内掃除用の

金「ブロック」崩壊と我が貿易

外務省通商局

所謂金「ブロック」は、倫敦で開催された國際經濟會議失敗の後を受け、一九三三年七月三日、佛蘭西、瑞西、和蘭、白耳義、伊太利、波蘭の六箇國を連ねて發表された金擁護の共同宣言に依つて、成立したものであるが、其の後伊太利は一九三四年五月、強度の爲替管理法を實施し、白耳義は一九三五牟三月、「ベルグ」切下を行ひ、波蘭は一九三六年四月、爲替管理法を出して、何れも事實上金本位から離脱したので、金「ブロック」は佛蘭西、瑞西、和蘭の三國に依つて餘喘を保つて居た。然るに、九月二十六日、佛蘭西政府が英米佛三國貨幣協定の共同聲明と同時に、「フラン」の平價を二割五分二厘乃至三割四分三厘方切下げること決定し、次いで二十八日、一時的に金輸出禁止を斷行したのに端を發し、瑞西先づ之に追隨して、九月二十六日、瑞西「フラン」を三割見當切下げ、金兌換を停止し、和蘭も亦相前後して金の輸出禁止を實行したので、金「ブロック」は遂に崩壊を見るに至つた。斯かる状態は伊太利、「チェッコ」にも波及し、伊太利では十月五日、「リラ」の四割九厘切下を斷行し、「チェッコ」も同日「クローネ」を一割六分見當切下ぐるに決したのである。

金「ブロック」崩壊、伊太利、「チェッコ」の通貨切下は、國際爲替の變動を齎らし、我國の貿易關係

も之に依つて影響を受ける譯である。元來通貨切下は其の國の輸出貿易を促進するの效果があるが、切下國の物價は騰がて騰貴するを免れないし、殊に現今のやうに、殆ど世界の各國が輸入割當、輸入許可、爲替補償税、爲替管理等の制度を施行して、通商貿易を制限してゐる状態では、通貨切下の輸出増進上の效果は、自由通商華かなりし頃、公式的に考へられた程大きなものではない。唯縱かに未だ残されて居る自由市場に於ては、通貨切下國の競争力が増大することは否定出來ない。

然らば、金「ブロック」の崩壊が、我が國爲替に如何なる影響を與へるかと言へば、我國は一九三三年三月八日以来、爲替相場を弗基準から磅基準に變更し、且資本の逃避、爲替の投機取引を取締る等、獨自の方法で圓爲替の安定を計つた結果、對英相場は兩三年來、一回につき一志二斤に落付くに至つたので、佛「フラン」其の他の切下が、圓爲替に及ぼす影響は間接的である。我が國爲替は、英米「クロス」の動きに左右されるから、「フラン」切下に伴ふ英佛爲替及英米爲替の變動に、注意を拂ふ必要がある。英佛爲替は九月二十五日の相場七十六「フラン」四十三を示して居たから、之を基準とすれば、最低率切下の場合は百二「フラン」、最高率切下の場合は百十六「フラン」邊に落付くべき計算となる。又米佛金「バリエイ」は「フラン」が六仙六十三であるから、「フラン」最低率切下の場合は四仙九十六、又最高率切下の場合は四仙三十五見當となる譯である。併し切下直前に、「フラン」の英國への逃避で割高になつて居た磅は、「フラン」切下で必然的に下落する筋合であるから、英佛爲替は九月二十

五日の相場を基準としての切下後の豫想計算よりも幾分の下落となり、結局百フラン程度に止まる傾向を示すものと豫想される。此の場合の英米「クロス」は、四弗九十六仙に近づく計算となるが、種々の關係から舊爲替「パリテイ」四弗八十六仙が、大體の基準となるのではなからうかと一般に觀測されて居る。英米「クロス」が此の様な傾向を辿るとすれば、其の下落は當然米日爲替の下落を招来することとなり、英米「クロス」が九月二十五日の五弗二仙から、四弗八十六仙迄下落を続けるとすれば、差當り米日爲替も、二十八弗三十二仙見當迄低落して行くこととなる譯で、爲替が斯う云ふ動きを示せば、日本の對米輸出は一般に容易となり、輸入は困難となるの傾向を見るであらう。

「フラン」切下に伴ふ國際爲替相場の變動は、我が國爲替に對して、上述のやうな影響を及ぼすものとすれば、我國貿易の將來は果して如何になるであらうか。差當り「イ」フランの低落に伴ふ弗の昂騰と、目先圓爲替の軟弱氣味に依る棉花等の輸入品騰貴、及我國商品の米國及非米市場への輸出採算の良化、(口)我國と舊金「ブロック」諸國との貿易關係に於ける、我國商品輸出の困難化の二つの方面から考察されねばならぬ。此の所では特に後者に付て考察を進めよう。

従來我國に於ては、金「ブロック」が死守せられれば、之に越したことはないと考えられて居たが、我國と佛蘭西、和蘭、瑞西等との貿易關係は左程密接ではなく、大局から見ても其の影響は輕微であると見られて居る。大藏省貿易統計に依れば、昭和十年度に於ける我國の佛蘭西、和蘭、瑞西三箇國に對する輸出額は、合計六千二百二十五萬三千圓であつて、我國輸出總計の二五%に當り、又同年度

の之等三國よりの輸入合計は三千九百萬圓で、我國輸入總計の一六%に過ぎないから、今般の佛「フラン」、瑞西「フラン」の切下及「ギルダ」の低落に依つて、之等三國への輸出が多少困難とはなるであらうが、之は我國の貿易の全局に大打撃を與ふる程度のものではない。我國と伊太利、「チエッコ」との貿易關係に就ても、大體之と同様のことが云へるが、唯重要な問題は、我國と佛領印度との貿易關係に及ぼす影響如何と云ふことである。以下之等の關係を順次各國別に検討してみよう。

我國の對佛輸出額は、昭和十年度四千二百萬圓であつて、輸入は千九百八十萬圓である。輸出の大宗たる生絲(二千三百萬圓)は、「フラン」の切下に依つて相當の打撃を免かれ難いと思はれるが、生絲が原料品たる事實を考慮すれば、漸次恢復を見るものと觀測される。又佛蘭西からの輸入品中主要なものは、機械及機械部分品(二百九十七萬圓)、鐵(百九十一萬圓)、「アルミニウム」(五十一萬圓)等であるが、之等は爲替安で或る程度迄輸入促進の結果を見るであらう。佛領印度支那と我國との貿易額は千九百萬圓であつて、我國の入超は千萬圓に達する。我が對佛領印度支那輸出は、從來、高關稅の爲最低限度迄抑へられて居た實情であるから、現在以上に著しく大きな障礙が我が輸出に對し惹起されようとは考へられない。併し佛領印度支那よりの輸入品中大部分を占める石炭(約千萬圓)及護照(約百萬圓)の我國への輸入が、一層促進されることは豫想され得るところである。佛蘭西の委任統治地域である「シリア」の通貨所謂「シリア」磅は、一磅を二十「フラン」とし、「フラン」に密接にリンクして居るから、「フラン」の切下は「シリア」の通貨を必然的に切下げることとなる。従つて我國の對「シ

リア貿易品中綿絲布、絹絲布、人絹布等は多少の打撃を受けるかも知れない。他方佛領「モロッコ」への我が輸出品は、大部分が低廉な雜貨であるから、此の方面では殆ど影響はないであらう。

我國と和蘭本國との貿易は、昭和十年には我が輸出千八百三十一萬圓、輸入五百八十七萬圓で、和蘭の金輸出禁止に伴ふ「ギルダ」相場軟弱が、日蘭貿易に多少の影響を及ぼすことになるであらうが、我國貿易に大きな障礙を與ふる程度には達せぬものと思はれる。最重要なのは前述の通り我國と蘭印との關係である。即ち我國の對蘭印貿易は、昭和十年度に於ては二億二千萬圓（輸出一億四千三百萬圓、輸入七千八百萬圓）であつて、就中、綿布の輸出は六千六百萬圓の巨額に達し、蘭印は我が綿布市場として頗る重要な地位を占めて居るのである。又瓜哇糖の我國への輸入状況に就て考ふるも、「ギルダ」の激落が、我國經濟に與ふる影響は決して鮮少とは云へない。將來の我國の對蘭印輸出は、一應割當制と「ギルダ」爲替低落とで、二重の壓迫を蒙る理ではあるが、「ギルダ」爲替低落に依る我國輸出の不利は、蘭印の購買力増大に依つて、或る程度迄相殺さるゝであらうし、蘭印産品の輸出増進力は、「ギルダ」が事實上磅にリンクされて居ること、今後の物價の騰貴とから考へて、左程の躍進を見ないのではなからうかとの觀測も行はれて居る。蘭印の重要産品たる砂糖、護謨、茶、錫等は何れも國際協定に依つて、生産或は輸出數量の制限を受けて居ることは、一層右豫測の確實性を裏書すると云ふことが出来る。

我國綿布と競争の立場に立つ和蘭綿布も、物に依つては我國綿布との値開きが十割にも達するも

のがあるのを見れば、「ギルダ」相場の二割や三割の低落に依つて、我國の製品の競争力が失はれるようなことはなからうと思はれるから、悲觀する必要はなからう。尤も「ギルダ」低落が、蘭印自體に於ける綿業其の他の産業發達を刺戟するの傾向があるのは看過し得ないところである。

砂糖の輸入に就ては、瓜哇糖の統制機關が其の後「ギルダ」低落に應じて、或る程度迄の我國向糖價の引上措置を講じた模様であるから、我が糖業界は左程憂慮するには及ばぬであらうが、其の糖價引上も「ギルダ」低落を完全にはカバーし得ないのではないかと思はれるし、以前から瓜哇糖價下向の傾向もあつたのであるから、結局我國に於て外國砂糖輸入を許容し得る採算限界は多少低下し、割高な内地糖價に壓迫的作用を及ぼすのを免かれ得まいと觀測される。護謨に就ては、輸出價格が既に二割見當引上げられて居る趣であつて、影響輕微と見られて居り、又英領に護謨園を有する我が諸會社も、「ギルダ」相場低落に依つて殆ど影響なく、海運に就ては、我が南洋海運の蘭印航路の往航運賃は圓建であり、「ギルダ」建は復航のみであるから、海運協定が既に成立して居る今日に於ては、「ギルダ」低落が、障礙となることはあるまいと思はれるのみならず、「ギルダ」安の波に乗つて瓜哇糖の對歐、對支輸出が活氣を呈して來れば、自ら船腹需要を増すこととなり、却て我國海運市場に好影響を與へることにも見られるのである。

我國と瑞西との貿易額は、昭和十年度の我が輸出四十七萬圓、我が輸入千三百萬圓に過ぎない。今次の瑞西「フラン」の三割見當切下に依つて、我國への瑞西製品輸入は、概して促進される傾向に在る

が、我が對瑞西輸出は、瑞西の輸入許可及割當制度に支配されて居るから影響薄と観測される。

「チェッコ」から我國が輸入して居る商品は「ホップ」、「フェルト」帽、特殊鋼、製紙用「バルブ」等であるが、何れも其の金額は僅少で、昭和十年度の我が輸入額は合計二百三十三萬圓に過ぎない。又我國の製品で「チェッコ」に輸出されるものは、極めて少額の陶磁器、玩具等（合計七萬八千圓）であつて、日本對「チェッコ」貿易は我國側の著しい片貿易状態を呈して居り、斯かる状態は今次の「クロネ」切下に依つて一段と悪材料を加へる譯であるが、之等は何れにするも貿易額が大きくないのであるから、我國の貿易の大勢に影響を與へる程度のものではない。

次に昭和十年度の日伊貿易を見ると、我が對伊輸出の約七百萬圓に對して、伊太利からの輸入は五百八十三萬圓となつて居る。對伊輸出品の主要なものは硬化油、罐詰食品、生絲、屑絲、絹織物、陶磁器、玩具等であつて、又我國の伊太利よりの輸入品中主要なものは水銀、植物性芳香揮發油、帽子等である。從來、伊太利は所謂假裝金本位國の部類に屬し、切下前の「リラ」の公定相場は事實上名目的のものに過ぎず、實際價值は之より二、三割低かつた實情であるから、今次の「リラ」切下が、我國と伊太利との貿易關係に及ぼす實際上の効果は、左程大なるものではないと觀察される。

最後に、舊金「ブロック」國の貨幣價值低下の結果、海外市場に於て我國の商品が、之等諸國の製品に依り如何なる程度に脅威されるであらうかを考察してみよう。佛蘭西、和蘭、瑞西の三國の商品は少數の特殊品を除いては、大體に於て我國商品と競争關係に立たない種類のものであり、又之等三國

の市場として重要なものは、主として歐洲諸國及佛蘭西、和蘭二國の植民地であるから、我國と佛蘭西、和蘭各本國及瑞西との海外市場に於ける競争が、我が貿易に左程の影響を及ぼすものとは考へられぬ。然し、伊太利、「チェッコ」の場合は事態稍之と異なるものがある。即ち世界各地の市場に於て、我國商品に壓迫され、雌伏を餘儀なくされて居た「チェッコ」品（硝子製品、陶磁器、玩具、嶄新品、綿製品等）は、「クロネ」安に乗じ從來の悲運挽回に力を注ぐこととなり、又生絲、人絹及絹織物に就て我國製品と伊太利製品との角逐は激化するであらう。殊に伊太利人絹は多年支那、英領印度、歐洲諸國に鞏固な販路を有し、我國人絹の重要市場が同じく支那及英領印度である關係から、「リラ」切下に依る伊太利人絹の競争力増加は、我國にとつては相當の脅威となるのは否み難い。尤も「リラ」四割切下の結果、伊英爲替は九十二「リラ」見當となる計算であるが、前述のやうに伊太利には、切下前既に法律上の「リラ」の外に、政府公定の「リラ」、爲替管理局買上の「リラ」、旅行者「リラ」、海外市場「リラ」等數種の異なつた相場の「リラ」が存在し、何れも法律上の「リラ」より安く、就中、旅行者「リラ」の如きは切下前に於て、一磅に付八十二「リラ」の相場を出して居た實情であつた。従つて從來の名目的な對英爲替相場一磅に付六十四「リラ」から九十二「リラ」邊迄低落しても、其の低落割合は實質的には一割を出でないものであること、及我國人絹の生産費が伊太利品に比し、二割以上の割安であると稱せられて居る事情に鑑みて、一般に我國生絲、人絹、絹織物の競争力は依然として強く、伊太利との競争に於ても左程憂慮の要がないであらう。

週報既刊各號掲載事項

▽第一號

▼税制改革の要領

大蔵省主税局

▼西班牙内亂を繞る歐洲の政局(一)

外務省情報部

▽第二號

▼電力統制の必要性

逓信省

▼視艦式に就て

海軍省海軍軍務普及部

▼歐洲の政局——西班牙内亂を繞りて(二)

外務省情報部

▽第三號

▼地方財政及税制改革

内務省地方局

▼燃料國策に就て

商工省鑛山局

▼支那は赤化し得るか

外務省情報部

▼最近公布の法令

内閣官房總務課

▽週報年極割引定價△

||一ヶ年前金にて

金二圓四十錢

▽…年極購讀希望の方は

全國官報販賣所 へ御申込み下さい。
京都書籍株式會社

▽…右の所在地は、週報第三號終頁に詳記してありますから、それに就いて御覽下さい。

週報

第五號

官報附録

昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
昭和十一年十月四日發
昭和十一年十月十一日發
（毎週一回水曜日發行）

○農村經濟更生と

（農林省經濟更生部）

特別助成

○小學校教員俸給の

（文部省普通學務局）

道府縣負擔

○我國の人口

（内閣統計局）

—（國際時事解説）—

（外務省情報部）

○ベルギーの投じた

歐洲平和への一波紋

昭和十一年十一月十一日

五錢

週報

昭和十一年十月一日第三種郵便物認可
昭和十一年十月四日發

（毎週一回水曜日發行） 第四號

（本書ノ大サハ國定規格A5判）

官報附録週報別刷

編輯者	情報委員會
發行者	東京市麹町區永田町 内閣總理大臣官舎内
印刷者	内閣印刷局
發賣所	内閣印刷局發賣掛 東京市豐町區大手町 電話九ノ内233三三一九 振替東京一九〇〇〇番
全國各地官報發賣所	全國各地主要書店

昭和十一年十月四日印刷發行